

民間建築物吹付けアスベスト対策事業 補助金申請ガイド

アスベスト含有吹付け材の含有調査・除去等を行う場合、
費用の一部を補助します。

アスベスト含有吹付け材の使用事例



<主な使用箇所・用途>

- ・鉄骨の梁、柱、床等の耐火被覆材
- ・天井、壁等の断熱材
- ・機械室、ボイラー室等の天井の吸音材

川崎市 まちづくり局 指導部 建築指導課 建築安全担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2757

目次

1 アスベストとは

- ・ アスベストとは
- ・ アスベスト含有吹付け材とは
- ・ アスベストによる健康被害
- ・ アスベスト対策の流れ

2 吹付けアスベスト補助金の概要

- ・ 補助対象となる建築物
- ・ 対象要件
- ・ 補助金額
- ・ 申請できる方
- ・ 申請時に必要な図書
- ・ 補助事業者等による市内中小企業者への優先発注

3 手続きの流れ

4 事前相談について

5 除去等の関係法令・問合せ先一覧

1 アスベストとは

アスベストとは

アスベストは天然に存在する繊維状の鉱物です。耐熱性や耐久性に優れているため、かつては鉄骨の耐火被覆材、断熱材、吸音材、内外装材など多くの建築材料に使われてきましたが、健康被害をもたらすことが判明し、平成 18 年以降は法律で製造・新規の使用等が禁止されています。

アスベスト含有吹付け材とは

アスベスト含有吹付け材には、アスベストをセメントと混合して吹付けた吹付けアスベストと、ロックウールと混合して吹付けたアスベスト含有吹付けロックウールがあります。柱・梁・床の耐火被覆材、天井の断熱材、機械室の吸音材などに使用されてきましたが、アスベスト繊維の露出が多く脆い構造のため、少しの衝撃で破損し飛散する恐れがあります。

吹付け建材がアスベストを含有するかを判定するには、分析調査が必要です。

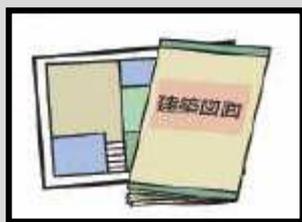
アスベストによる健康被害

アスベスト繊維を吸引することによって、アスベスト肺、肺がん、中皮腫などの疾患を発症する可能性があることが知られています。アスベスト関連疾患は、アスベストにばく露してから長い年月を経て発症することが多いとされています。

アスベスト対策の流れ

1. 図面・目視による確認

アスベスト含有吹付け材が使用されている可能性が高いのは、鉄骨造建物の柱・梁・天井、ボイラー室、機械室、エレベータシャフトです。竣工時の図面や目視により、使用されている疑いのある部位を特定してください。



2. アスベストの含有調査

分析調査により、吹付け材がアスベストを含むかの判定をします。専門機関に検体採取・分析を依頼してください。



補助金があります

3. アスベスト飛散防止

アスベストの含有が確認されたら、飛散防止の工事を行ってください。

【除去工法】
除去する



【封じ込め工法】
薬剤で固める



【囲い込み工法】
使用部位をボードで密閉する



補助金があります

2 吹付けアスベスト補助金の概要

民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト含有調査及びアスベスト除去等（除去、封じ込め又は囲い込みの工事）の事業に要する費用の一部を補助します。

1) 補助対象となる建築物

アスベスト含有調査

アスベスト含有吹付け材が施工されているおそれのある民間建築物で、以下の要件を満たすものが対象となります。

1. 平成18年9月30日以前に建築確認を得て着工されたもの。
2. 大規模な事業者が所有権等の権利を有しないもの。
(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人が所有する建築物が対象となります。)
3. アスベスト含有調査・除去等に関し、川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助制度要綱以外の補助金を受けていないこと。
4. 敷地内において、川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助制度要綱に基づく補助金を受けていないこと。

<注意>内装材等で隠蔽されている部分の調査については、
点検口等があり、吹付け材を事前に確認できる場合に限り、
(事前相談時に吹付け材の施工状況が分かる写真の提出が必要になります。)

アスベスト除去等

露出して吹付けられたアスベスト含有建材の除去等で、上記1～4に加え、以下の要件を満たすものが対象となります。

5. 多数の者が利用する建築物
(共同で利用する部分に限る。ただし、附属する電気室、機械室等は含まれます。)
※戸建て住宅・マンション専有部分は対象となりません。
6. 引き続き利用されるもの
※解体予定の建築物は対象となりません。
7. 建築基準法等に明らかに違反していないこと。

2) 対象要件

アスベスト含有調査

1. 調査者

特定建築物石綿含有建材調査者又は建築物石綿含有建材調査者であること。
(資格者が、下請け業者に所属している場合も対象となります。)

特定建築物石綿含有建材調査者又は建築物石綿含有建材調査者

国の規定に基づく登録機関が実施する講習を修了し、石綿含有建材の調査に必要な総合的な知識を習得した者を言います。

2. 調査方法

JISに規定された分析法による分析であること。

- ・ JIS A 1481-1又は1481-2でアスベスト含有を判断し、必要に応じてJIS A 1481-3で含有量を分析してください。
- ・ 見積り内容には、原則として、定性分析費（アスベストの含有の有無の判定費）に加えて、定量分析費（アスベスト含有率の測定費）も含めてください。

3. **分析機関** 作業環境測定法に基づく作業環境測定機関であること。

4. **分析実施者** 作業環境測定法に基づく作業環境測定士であること。

アスベスト除去等

1. 計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該契約に基づく現場体制に基づき実施するもの。

- ・ 資格者が、下請け業者に所属している場合も対象となります。

2. 関係法令等に従い、適切に施工されるもの。

- ・ [5 除去等の関係法令・問合せ先一覧] を参照ください。
- ・ 着手事前届・完了実績報告書で、関係法令等の届出書等の写しの提出が必要になります。

3) 補助金額

	含有調査	除去等
補助対象費用	アスベスト含有調査に要する費用 (消費税を除く)	アスベスト除去等に要する費用 (消費税を除く)
補助率	10/10	2/3
上限額	1箇所調査の場合：15万円 複数箇所調査※の場合：25万円 ※増築等で建築年が異なる場合のみ	300万円

4) 申請できる方

対象建築物の所有者、区分所有者の団体又は管理者

5) 申請時に必要な図書

〔申請前に、必ず[事前相談]を行ってください。
詳しくは、[4 事前相談について]を参照ください。〕

アスベスト含有調査

- (1) 案内図・配置図・平面図（吹付け材施工範囲を表示）
- (2) 現況写真（建物外観及び吹付け材施工部分）
- (3) 法人の従業員数又は資本金等が確認できる書類（法人の履歴事項全部証明書等の写し）
- (4) 管理組合の総会における決議書等の写し（区分所有建築物の場合）
- (5) 事業費算出の根拠資料（見積書等の写し）

※同一年度に事前相談を行い提出した書類は、改めて添付する必要はありません。

アスベスト除去等

上記の（１）～（４）に加え、以下の書類が必要となります。

- （５）事業費算出の根拠資料（見積書等の写し。交付申請額が100万円を超える場合、2者以上の市内中小企業者から見積りが必要になります。）
 - （６）市内中小企業者であることの誓約書（「川崎市競争入札参加資格名簿」に登載され、地域区分が〔市内〕かつ企業規模が〔中小〕として搭載されている場合は添付不要。）
 - （７）検査済証の写し又は明らかに建築基準法に違反する建築物でないことを確認できる書類
 - （８）分析調査報告書等アスベストの含有を証する書類
- ※同一年度に事前相談を行い提出した書類は、改めて添付する必要はありません。
※同一年度に含有調査の補助を受けている場合、（１）～（３）・（８）の添付は必要ありません。

6) 補助事業者等による市内中小企業者への優先発注

本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでおり、補助金の交付申請額が100万円を超える場合には、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上からの見積りが必要となります。

市内中小企業者

中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として、川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

市内中小企業者の確認

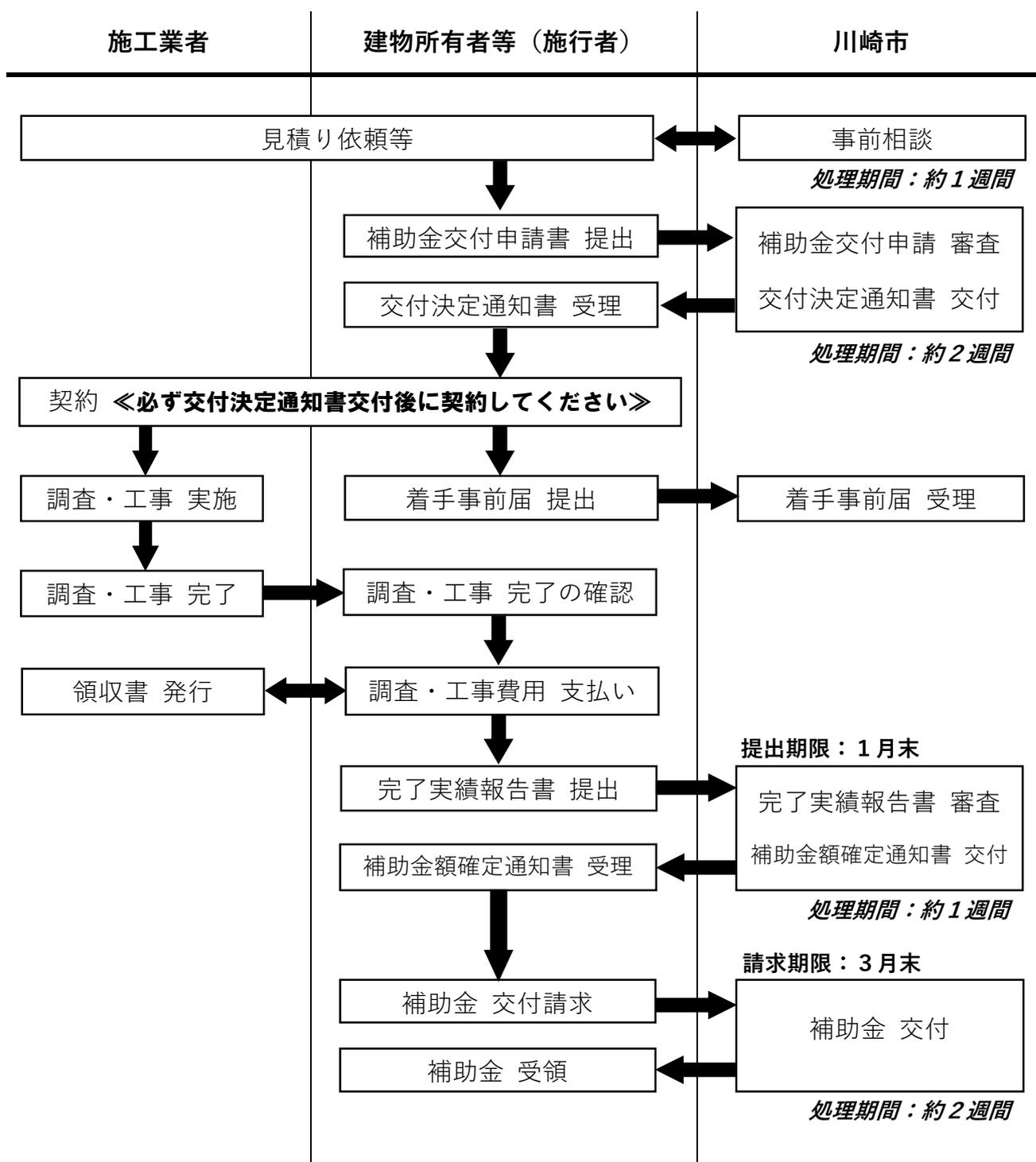
見積り依頼業者が「市内中小企業者」に該当するかを確認する場合や、登録業者名簿から見積り依頼業者を探す場合には、川崎市のホームページに掲載されている名簿で確認することができます。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「**補助事業者等による市内中小企業者への優先発注のための確認用業者名簿**」のページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000112792.html>

- ・名簿を確認し、地域区分が〔市内〕かつ企業規模が〔中小〕で登録されていれば、「誓約書」の提出は不要になります。
- ・名簿に登録がない場合、「市内中小企業者であることの誓約書（第14号様式）」を提出させるようにしてください。

3 手続きの流れ



注意事項

- ・ 交付決定通知書の交付前に、調査及び工事の契約を行ったものについては、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ・ 審査には一定の期間（1～2週間程度）を要します。
- ・ 年度内に事業を完了していただく必要があるため、特に除去等の工事を行う場合、関係法令に係る手続き等の期間も考慮した余裕のある工程を計画してください。

4 事前相談について

補助金交付の要件を満足しているかを確認する必要があるため、申請の前に「事前相談票」に必要事項を記入し、下記の添付書類と併せて窓口又は郵送にてご提出ください。

- 1) 案内図・配置図・平面図（吹付け材施工範囲を表示）
 - 2) 現況写真（建物外観及び吹付け材施工部分）
 - 3) 法人の従業員数又は資本金等が確認できる書類（法人の履歴事項全部証明書等の写し）
- < 以下、アスベスト除去等の場合のみご提出ください。 >
- 4) 分析調査結果報告書
 - 5) 検査済証の写し又は明らかに建築基準法違反でないことを確認できる書類

事前相談票 記入例

(参考様式) (第6条第3項関係)

川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業	年度	相談番号
事前相談票 (<u>含有調査</u> ・ 除去等)		

↓ 太枠内をご記入下さい。

相談日時	年 月 日 : ~ :								
相談者	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> マンション管理組合 <input type="checkbox"/> 業者 <input type="checkbox"/> その他 ()								
氏名	川崎 太郎 (TEL) 044-200-2111								
住所	川崎市川崎区宮本町1番地								
建物名	川崎ビル 建物所有者 (川崎 太郎)								
建物住所	川崎市川崎 区 宮本町 1番地								
建物規模等	延べ面積	300㎡	構造	鉄骨造 5階建て(地上4階・地下1階)					
	用途	事務所							
建築年月	昭和50年4月1日								
アスベストの概要	室名称	機械室	部位	天井					
	施工面積	(合計)概ね 100㎡(幅20m長さ5m高さ m)							
予定工期	着手	2019年6月1日	完了	2019年9月1日					
添付資料	<input type="checkbox"/> 案内図(写) <input type="checkbox"/> 配置図(写) <input type="checkbox"/> 平面図(写) <input type="checkbox"/> 現況写真(吹付け材の施工状況の分かるもの) <input type="checkbox"/> 従業員数又は資本金がわかる書類(法人のみ履歴事項全部証明書等(写)) <input type="checkbox"/> その他 () ※以下アスベスト除去等のみ <input type="checkbox"/> 分析調査結果報告書 <input type="checkbox"/> 検査済証(写)又は明らかに建築基準法違反でないことを確認できる書類 ※市が確認 <input type="checkbox"/> 建物の所有を証する書類 <input type="checkbox"/> 建築計画概要書等								
確認内容	・アスベストが含有されているおそれがある。 () ・多数の者が共同で利用する部分に施工されている。(アスベスト除去等のみ) () ・露出して吹き付けられている。(アスベスト除去等のみ) () ・建築基準法による耐火性能(アスベスト除去等のみ) <input type="checkbox"/> 要求あり <input type="checkbox"/> 要求なし								
所見	現地調査日時	年 月 日		受領印					
	<input type="checkbox"/> 対象物件としての条件を満足している。 <input type="checkbox"/> 対象物件としての条件を満足していない。			<table border="1"> <tr> <td>担当</td> <td>係長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	担当	係長	課長		
担当	係長	課長							

5 除去等の関係法令・問合せ先一覧

アスベストが使用されている建築物に対して工事等を行う場合は、補助の有無に関わらず、工事の事前事後に飛散防止措置等の対応や、各関係法令、市の指針等に基づく協議、届出手続きが必要となります。

関係法令・問合せ先一覧

届出内容	問い合わせ窓口	電話番号
アスベストが使用されている建物の解体工事に関する事（大気汚染防止法・石綿障害予防規則・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）	環境局環境対策部 環境対策推進課 (アスベスト担当)	044-200-2526
飛散性アスベスト廃棄物の処理に関する事（廃棄物処理法）	環境局生活環境部 廃棄物指導課	044-200-2581
アスベストが使用されている建物の解体等工事に関する事（労働安全衛生法・石綿障害予防規則）	川崎南労働基準監督署 (川崎区・幸区)	044-244-1271
	川崎北労働基準監督署 (上記以外)	044-820-3181
一定規模以上の建築物の解体工事に関する事（建設リサイクル法）	まちづくり局指導部 建築管理課	044-200-3088

<補助金に関する問合せ先>

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所 まちづくり局 指導部 建築指導課 建築安全担当
電話：044-200-2757 FAX：044-200-3089
メール：50kesido@city.kawasaki.jp

<様式等のダウンロード>

川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>) で
「吹付けアスベスト補助金制度」とキーワード検索してください。